

第五号様式 (第10条、第15条、第16条、第18条関係) (昭38運令31)

・追加、平14国交令3・旧第三号様式繰下・一部改正)

見 積 損 益 計 算 書

収 入		支 出		差 損 益
科 目	金 額	科 目	金 額	
倉庫業収入		倉庫業支出		
保管料収入		保管業務費		
荷役料収入		荷役業務費		
その他収入		その他支出		
兼営事業収入		兼営事業支出		
		一般管理費		
		共 通 費		
営業外収入		営業外支出		
収 入 合 計		支 出 合 計		

(倉庫業支出内訳表)

科目	費目	金額
保管業務費	人件費	
	倉庫減価償却費	
	倉庫修繕費	
	倉庫火災保険料	
	倉庫固定資産税	
	借庫料	
	受寄物保険料	
	その他	
	小計	
荷役業務費	人件費	
	下払業務費	
	機械設備減価償却費	
	機械設備修繕費	
	機械設備保険料	
	機械設備固定資産税	
	その他	
費	小計	

(注意)

- 1 金額は、1,000円単位とすること。
- 2 申請者の事業全体を対象として通常の1年間について作成すること。
- 3 「その他支出」の欄は、保管業務費及び荷役業務費以外の業務費並びに保管業務費及び荷役業務費のいずれにも直接計上し難い費用を一括計上すること。倉庫業支出の全部又は大部分をその他支出に計上しなければならぬ場合は、人件費、修繕費、減価償却費、固定資産税、火災保険料、借地借家料、その他の諸経費等に細分したその他支出内訳表を添附すること。
- 4 「兼営事業収入」及び「兼営事業支出」の欄は、各兼営事業ごとに計上すること。ただし、収入合計額の1割に満たない収入の兼営事業が2以上あるときは、これらを一括計上すること。
- 5 「共通費」の欄は、倉庫業支出、兼営事業支出又は一般管理費のいずれにも直接計上し難い費用を計上すること。費用の全部又は大部分を共通費に計上しなければならぬ場合は、人件費、修繕費、減価償却費、固定資産税、火災保険料、借地借家料、その他の諸経費等に細分した共通費内訳表を添附すること。